

議案第 2 号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 1 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年川崎市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「による」の次に「市営準公営住宅及び」を加える。

別表第 2 の 7 の項中「川崎市営住宅条例による」の次に「市営準公営住宅及び」を加え、同表の 1 0 の項中「情報又は」を「情報、」に、「情報であって」を「情報又は外国人生活保護関係情報であって」に改め、同表の 3 0 の項中「、医療保険の給付に関する情報」を削り、同表の 3 2 の項及び 3 6 の項中「川崎市営住宅条例による」の次に「市営準公営住宅及び」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の 1 0 の項及び 3 0 の項の改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市営住宅条例の一部改正に伴い、個人番号を利用することができる事務及び特定個人情報を利用することができる場合を追加すること、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、特定個人情報を利用することができる場合を追加すること等のため、この条例を制定するものである。